

令和２年１月８日

総務部契約検査課

# 建設工事における 監督職員の職務及び検査の着眼点

(牛久市建設工事等監督規程、牛久市工事検査要綱 補足資料)

令和元年 1 1 月

茨城県牛久市

# 目 次

1. 監督職員の職務	1～18
目的	1
工事監督の流れ	2
監督職員の留意事項	3～15
段階確認一覧表	16～17
施工状況把握一覧表	18
2. 中間検査の実施	19～20
3. 竣工検査の実施	21～33
目的	21
検査の技術基準	21～22
主な検査項目及び着眼点	22～32
4. 受検体制について	33～34
検査の立会い等	33
検査時の構成	33
受検の準備	33～34
円滑な計測	34
現道上での検査	34

## 1. 監督職員の職務

### 【目的】

公共工事の監督業務は、公共工事の品質確保を図る上で非常に重要な業務である。監督職員は、監督業務の具体的内容を定めた「牛久市建設工事等監督規程」（平成25年4月1日改訂）により業務を履行しているが、適切に監督を行うためには、監督職員に与えられる権限や果たすべき責務に関する契約図書や関係法令等を十分理解することが必要である。

本資料は、「牛久市建設工事等監督規程」を補足し、公共工事の監督業務を行うにあたり基本として理解しておきたい監督業務の重要性や法的な位置付け、監督職員の権限や責務等の留意事項を整理したものである。

### 【監督とは・・・？】

工事又は製造その他について請負契約を締結した場合においては、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

（会計法第29条の11第1項抜粋）

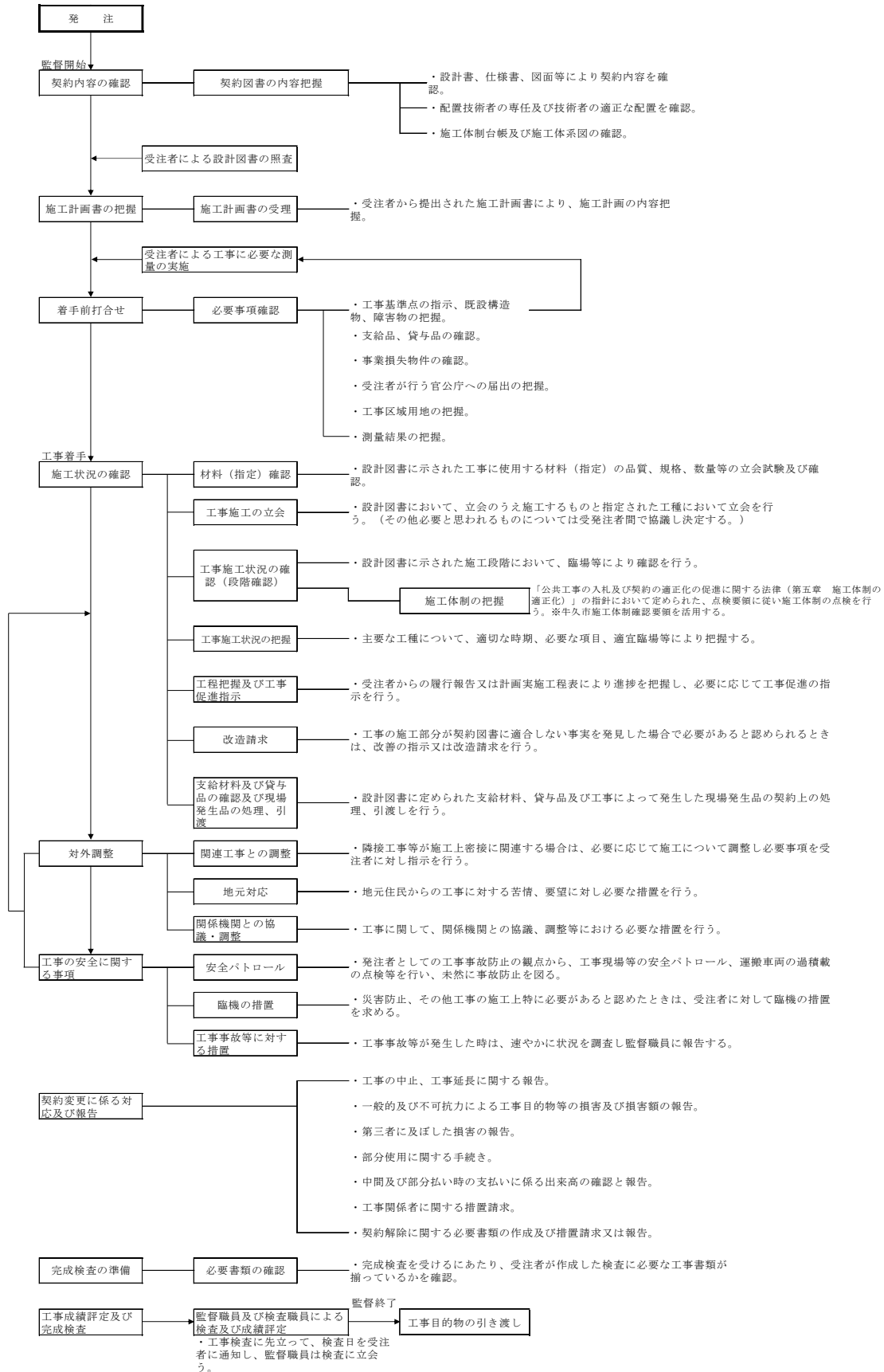
監督とは、工事、製造等の契約について、相手方の履行途中において、その履行に立ち会い、指示、調整等を必要とするものについて契約内容に適合させるために必要な干渉を行うことをいう。

また、監督は検査だけでは契約の給付内容の履行確認ができないものについて、その履行の過程及び当該履行の場所において施工状況の確認等を行い、工程及び工事に使用する材料の試験又は品質、確認等によって良質な工事目的物を確保するものである。

「牛久市建設工事約款第9条（監督職員）」に、監督職員の位置付けがなされており、受注者側の現場代理人に対する指示、承諾又は協議や設計図書に基づく立ち会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査等の業務を行うことが明記されている。

なお、「公共工事の品質確保のための行動指針」（平成10年2月 建設省）では、「工事の監督行為は、施工プロセスにおいて契約の履行状況を確認するために、必要な範囲内で段階確認行為を行う程度にとどめることを基本とし、受・発注者間の責任分担を曖昧にするような無用の指示や、コスト増につながるような不要な確認等をおこなうべきでない。」と明記されている。

# 【工事監督の流れ】



## 【監督職員の留意事項】

監督技術基準			留意事項
項目	実務内容	関連図書及び条項	
1. 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容把握	契約書、設計書、仕様書、図面、現場、説明書及び現場説明、施工条件の明示に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。	牛久市建設工事約款第1条	<p>適正な監督のためには、最初に設計内容の把握をすることが基本である。契約図書だけでなく、数量計算書などにより内容を理解するほか、良く設計担当者と打合せをして設計の課題や留意点を把握しておく必要がある。また、把握とは、監督職員が自ら認識しておくことである。工事施工に伴い把握の結果、契約図書と不整合や違法行為などを発見した場合や、客観的な視点で著しく不適当と判断される場合は牛久市建設工事約款第9条、第12条、第17条に基づいて「是正指示」（指示書）を行う必要がある。様式は、工事打合せ簿を原則使用する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Q. 1 「把握」をしてその結果を、監督職員は記録や整理しておかなければならないか？</p> <p>A. 1 受注者は設計図書に従い契約を履行する責務があり、「把握」した結果、不整合や指摘事項がない場合は記録する必要はありません。是正の指示（指示書）を行った場合は、その根拠となる内容の記録が必要になるため、記録や整理を適宜行う。</p> </div>
(2) 施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により施工計画の内容を把握する。	共通仕様書 第1-1-1~1-4 施工計画書 その他	<p>工事目的物を完成させるための一切の手段は、契約図書に特別定めがない限り受注者が自己の責任において定めることが牛久市建設工事約款第1条第3項に規定されていることから、施工計画書の施工方法等は受注者の自主性を尊重しなければならない。こうした背景から共通仕様書第1編1-1-1~1-4では施工計画書の扱いを「提出」としている。なお、監督職員は提出（書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう）された施工計画書について、不明な点や不足がある場合はその補足を求め、追記させる必要がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【施工計画書作成の留意事項】</b></p> <p>施工にあたっては、工事目的物の形状寸法、数量、品質等については設計図書に示されているが、特別の定めがある場合を除き仮設や工法・施工方法等の工事目的物を完成させるための一切の手段は、受注者が自己の責任において定めることとなっている。（牛久市建設工事約款第1条第3項）したがって、受注者は工事内容と契約条件を十分理解し、現場条件等を十分に把握するとともに、自らの技術と経験を生かし、いかなる方法・手段で工事を実施するかを検討し、決定しなければならない。以下、施工計画書の検討にあたっての留意事項について概説する。</p> <p>(1) 過去の実績や経験を生かすとともに、理論と新工法を考慮して、現場の施工に合致した大局的な判断をする。</p> <p>(2) 施工計画の決定には、これまでの経験も貴重であるが、常に改良を試み、新しい工法、新しい技術の採用に積極的に取り組む。</p> <p>(3) 施工計画の検討は、主任（監理）技術者のみに頼ることなく、できるだけ社内の組織を活用して、全社的な高度の技術水準で検討する。また、必要な場合には研究機関等にも相談し技術的な指導を受ける。</p> <p>(4) 発注者より示された工期が、受注者にとって手持ち資材、労務、適用可能な機械類などの社内的な状況によって必ずしも最適工期であるとは限らないので、ときには示された工期の範囲内でさらに経済的な工程を見出す。</p> <p>(5) 施工計画を決定するときは、1つの計画のみでなく、いくつかの代替案を作り、経済性を考慮した長所短所を検討して、最も現場に適した計画を採用する。</p> </div>

監督技術基準			留意事項
項目	実務内容	関連図書及び条項	
			<p>Q. 2 施工計画書は提出されるのを受理することになっているが、打合せをしなくても良いのか？ A. 2 「提出」は受注者が監督職員に対し「書面またはその他の資料を説明し、差し出す」ことをいうので「説明を受ける」ことが「打合せ」になる。受理するには記載内容の説明を受けることが必要である。</p> <p>Q. 3 施工計画書の記載文に文法上のミスや誤字を発見したが、どのような対応をとるべきか？ A. 3 関係法規に対し違法性が明らかな場合や、契約図書に示される品質が確保できなくなる恐れがある場合以外の事項であれば、責任施工の原則を遵守し、提出の際の説明時（打合せ時）に指摘することとする。</p> <p>Q. 4 監督職員は、施工計画書に対し補足を求めたり、詳細な記載を指示できるとありますが、施工方法や安全管理などで違法性のある方法を講ずることを記載していた場合、監督職員はどうすべきか？ A. 4 共通仕様書第1-1-1-34 では諸法令を遵守することが明記されている。受注者の勘違いや認識不足により、違法な記述をしている可能性がある場合は、受注者に対して打ち合わせ時に真意を聞き、違法あるいは不適切であることをアドバイス（指摘）する。</p>
(3) 施工体制の把握	「工事現場における適正な施工体制の確保等について」（平成13年3月30日付け、国官地第22号、国官技第68号、国営計第79号）「工事現場等における施工体制の点検要領の運用について」（平成13年3月30日付け、国官地第23号、国官技第69号、国営計第80号）「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け、国官技第70号、国営技第30号）により現場における施工体制の把握を行う。	適正化法第14条 適正化指針4.(3) 牛久市建設工事施工 適正化指針及び施工 体制確認要領	<p>牛久市建設工事約款第10条（現場代理人及び主任技術者等）や建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）または仕様書などにより条件が付けられており、これらと提出書類や現場臨場などで、主に下記について把握しておく必要がある。なお、把握の結果、契約図書と不整合があった場合は、牛久市建設工事約款第12条に基づいて是正の指示（指示書）を行う必要がある。</p> <p>【把握内容】 配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置の把握のポイントは次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場代理人が常駐しているか？</li> <li>・主任技術者または監理技術者の専任制が確保されているか？</li> <li>・配置技術者が必要な資格を保有しているか？</li> </ul>

監督技術基準			留意事項
項目	実務内容	関連図書及び条項	
			<p>Q. 5 「専任」と「常駐」の違いは？</p> <p>A. 5 建設業法第26条第3項及び同法施行令第27条の規定により、請負代金額が3,500万円以上（建築一式工事7,000万円以上）の公共工事においては主任技術者あるいは監理技術者は「専任」で置く必要がある。また、牛久市建設工事約款第10条第1項では現場代理人は「常駐」することになっている。</p> <p>「常駐」とは、作業期間中特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることをいう。また、専任の技術者は工事現場に常駐して、その職務に従事する者を配置することと記載されている。発注者や関係官庁等との打ち合わせのため工事現場を離れる場合は、緊急時に速やかに対応できる体制にあることが必要である。なお、発注者（監督職員等）から請求があった場合、監理技術者は資格者証又は監理技術者講習修了証を提示しなければならない規定がある。（監理技術者制度運用マニュアル）</p> <p>下請け総額が4,000万円以上（建築一式工事6,000万円以上）の場合には、建設業法により施工体制台帳を作成し、現場に備えることが義務付けられると共に提出を規定している。これに基づき内容を把握するとともに、特定建設業者の場合は建設業法第24条の7第4項の規定により、施工体系図を工事現場の見やすい場所に掲示しているかを把握する。</p> <p><b>【施工体制台帳の留意事項】</b> 建設業法により施工体制台帳は工事現場毎に備え置かれており、発注者の求めに応じ閲覧させることになっている。また、施工体系図は工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>その他契約の履行上必要な事項とは、契約図書に基づいて受注者から提出される書類や行為を指す。例えば履行報告書、工事実績情報サービス（コリンズ）への確認及び登録、経歴書、請負代金内訳書、工程表、過積載の有無等などがある。</p> <p>Q. 6 受注者のダンプトラックが現場内の残土運搬において「過積載」をしているのを発見（把握）したが、どのような対応をとるべきか？</p> <p>A. 6 過積載の禁止は法律だけでなく、契約図書（特記仕様書等）で明記し、当該工事に関係のある車両が過積載の違反をした場合は、現場代理人を通じて即時運搬を中止させ改善の指導を行い、監督職員は、早急に再発防止対策を受注者に指示する。この場合には、工事成績評定に反映することとする。なお、資材の配達車両のような場合でも現場代理人を通じて是正の指示（指示書）を行う。</p>

監督技術基準			留意事項
項目	実務内容	関連図書及び条項	
(4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し適切に行う。	牛久市建設工事約款第9条 共通仕様書第1-1-1-6	<p>牛久市建設工事約款第1条第5項では「この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない」となっていて、紛争を防止するために「書面主義」を明確に打ち出し、共通仕様書第1-1-1-6でも同様に明示されている。このため時間的余裕のない場合を別として、書面によることになっている。また、こうした書面は牛久市建設工事約款第9条第5項の「設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行う」ように定められている。監督職員がその権限を行使する場合、特に注意しなければならないのは次の事項である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【監督職員の権限行使時の留意事項】</b></p> <p>① 受注者の選択に委ねられている施工方法等について、追加や変更の指示は関係法規に対して違法性が明らかな場合や、契約図書に示される品質が確保できなくなる恐れがある場合に限るものとし、受注者の責任施工の原則に反するような権限の行使をしてはならない。</p> <p>② 工期の変更等についての協議など契約担当課の権限事項とされているものは、契約担当課が必要と認めて委任したもののほか、契約図書に定めるところの権限しか監督職員は行使することができない。</p> <p>③ 監督職員を経由したこれらの発注者あての書面を監督職員が修正することはできない。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>Q. 7 契約図書には明記されていない書類の作成を、受注者に指示する場合の留意事項は？</p> <p>A. 7 書類は原則的に契約図書に明記されているもの以外は作成する必要はないが、工事条件により突発的に必要になるケースもある。</p> <p>受注者側からは書類が多すぎるとの意見が多く、徹夜しながら膨大な書類を作成している事例が多く見受けられる。このことから、むやみに新たな書類作成を指示することは避けなければならない。（社会通念上において必要な範囲であれば問題ない）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>Q. 8 工事現場の形状が設計図書と一致しないため、牛久市建設工事約款第18条に基づいて受注者から通知され、設計変更が必要になりそうである。この場合の留意事項は何か？</p> <p>A. 8 牛久市建設工事約款第18条では、監督職員が受注者から質問のような通知があった場合は、直ちに調査を行わなければならない。そして、調査の終了後14日以内に受注者に通知しなければならない。（やむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上で、当該期間を延ばすことができる）こうした手続きをしない場合、受注者は重大な損害を被ることも考えられるため、牛久市建設工事約款第43条に基づき契約を解除することができることになっており、監督職員は迅速な措置を求められる。また、工事請負契約における設計変更ガイドラインを積極的に活用する。</p> </div>



監督技術基準			留意事項
項目	実務内容	関連図書及び条項	
			<p>Q. 9 初めて元請工事を担当した現場代理人なので、工事そのものは別として施工管理や提出書類の作成方法がまったく分からないので、その都度監督職員が指導しているがたいへんな時間を費やしている。このような指導をすることは監督基準にないので止めるべきか？</p> <p>A. 9 こうした書類作成や施工管理があることを納得した上で契約することになっており、このような業務に支障をきたすような状態になるようであれば牛久市建設工事約款第12条により、現場代理人が不相当と認められ必要な措置をとるように請求できるが、その前に監督職員として参考になる関係図書を提供するなどして自助努力を促すことも必要である。</p>
(5) 条件変更に関する確認、調査、検討通知	<p>①牛久市建設工事約款第18条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図書の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当課の承認を受ける。なお必要に応じて、設計担当者等の立ち会いを求めることができる。</p> <p>②前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p>	牛久市建設工事約款第18条 共通仕様書第1-1-1-3	<p>牛久市建設工事約款第18条第1項の内容は次のとおりである。</p> <p>1. 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。 2. 設計図書に誤謬又は脱漏があること。 3. 設計図書の表示が明確でないこと。 4. 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。 5. 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。</p> <p>昭和62年5月27日に東北地建が建設大臣官房長に照会し回答された、契約変更の手続きの主な内容は次のとおりである。（出典『工事契約実務要覧』の「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」）</p> <p>【契約変更をめぐるトラブル】 発注者と受注者の間で最もトラブルが発生しやすいのが「契約変更」で、特にトラブルが多く発生している。発注者と受注者の対等性の確保は契約の基本であり、「片務性」の是正が求められているところであるが、一方的に受注者に不利な扱いとなる事例が見受けられることがある。相手の立場になったり、客観的な立場で契約書に基づいた対等性が確保できているか自らを点検することも必要である。</p> <p>・ 口頭での変更指示のため行き違いがあり、契約変更に計上できなかったことがある。 ・ 監督職員に条件変更の調査結果を提出したものの、回答（変更指示）がなかなか出ず工事が長期にわたってストップし大きな損害があった。 ・ 設計計算、図面作成、数量計算などの全ての作業を無償で受注者が行ったが、結局、契約変更には至らず、ただ働きになった。 ・ 監督職員と現場代理人等と見解が異なり、構造物が完成しても契約変更の対象にならなかった。 ・ 設計図書がラフ過ぎて全て変更になったが、作業はすべて受注者まかせだった。</p>

監督技術基準			留意事項
項目	実務内容	関連図書及び条項	
			<p>【条件変更に伴う設計変更手続きの流れの事例】</p> <pre> graph TD     subgraph Client [発注者側]         C1[調査結果のとりまとめ]         C2[調査結果の通知&lt;br/&gt;(とるべき措置の指示含む)]         C3[必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更]         C4[設計図書の訂正]         C5[必要があると認められるときは工期もしくは請負代金額を変更]     end      subgraph Contractor [受注者側]         S1[牛久市建設工事約款第18条第1項に該当する事実を発見]         S2[発注者へ条件変更の事実を通知し、その確認を請求する]         S3[意見]         S4[受理]         S5[協議&lt;br/&gt;① 工期の変更&lt;br/&gt;② 請負代金額の変更]     end      S1 --&gt; S2     S2 -- 通知 --&gt; C1     S3 -- "(協議開始の日について意見を聞く)" --&gt; C1     S4 -- "指示 (調査の終了後14日以内)" --&gt; C2     C3 --&gt; Q1{工事目的物の変更を伴うか}     Q1 -- NO --&gt; S5     Q1 -- YES --&gt; C4     C4 --&gt; S5     C5 --&gt; S5     S5 --&gt; S5   </pre> <p>※現場地形図設計図との対比図、取り合い図、施工図を提出し確認を求める。(共通仕様書 1-1-1-3)</p> <p>※再調査や応急処置などの指示、ない場合は不要。</p> <p>※変更契約</p>

監督技術基準			留意事項
項目	実務内容	関連図書及び条項	
(6) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。	牛久市建設工事約款第18条、第19条 共通仕様書第1-1-1-14	設計変更に係わる作業分担は、次のとおりである。 【受注者】 確認資料（地形図、施工図、取合い図等）を作成する。 【監督職員】 受注者から提出された確認資料に基づき、変更設計図面を作成しなければならない。
(7) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対して指示を行う。	牛久市建設工事約款第2条	調整の内容は工事の関連する態様により多様であるが、単純に言えば受注者及び他の工事の細かな工程、施工方法等について責任施工の原則に抵触しない範囲で調整する。
(8) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	牛久市建設工事約款第9条、第11条 共通仕様書第1-1-1-24	牛久市建設工事約款第11条に基づく履行報告により、工事が遅れている場合は理由等を報告させるとともに、必要により工事促進の指示を行う。牛久市建設工事約款第9条第2項第3号で、監督職員は「設計図書に基づく工程の管理」を行うことになっている。 また、牛久市建設工事等監督規程第14でも同様に、工程の管理が監督職員の業務として規定されている。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>Q. 1 0 工程を把握するために受注者に対して「週間予定工程表」を毎週提出させたいが、受注者から「余計な書類」と反発されそうであるが？</p> <p>A. 1 0 牛久市建設工事約款等では「週間工程表」の受注者からの提出を義務付けていないが、監督職員が段階確認や立会いを行うための日程調整等に必要となる場合は、提出を指示することが可能である。また、受注者が自主的に提出する場合は指示する必要はない。なお、必要がないのに漫然と提出させることは避ける。</p> </div>
(9) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	牛久市建設工事約款第15条第7項、第17条第1項、第19条、第20条第3項、第21条第2項、第43条第2項の規定に基づく工期変更等について、事前協議及びその結果の通知を行う。	共通仕様書第1-1-1-15	牛久市建設工事約款第23条の工期変更協議の対象であるか否かを、共通仕様書第1-1-1-15に基づき監督職員と受注者との間で確認するものとし、監督職員はその結果を受注者に通知する必要がある。

監督技術基準			留意事項
項目	実務内容	関連図書及び条項	
(10) 契約担当課への報告 1) 工事の中止及び工期の延長検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当課へ報告する。 ② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当課へ報告する。	牛久市建設工事約款第20条 共通仕様書第1-1-1-13  牛久市建設工事約款第17条～第21条及び第43条	工期変更は「自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができない事由」の場合に行われるが監督職員は牛久市建設工事約款第9条（監督職員）の規定で工期の決定に関する権限を与えられていないことから、自然的又は人為的な事象で工事の中止等が必要な場合は、契約担当課へ一時中止期間が必要となった理由や必要な期間などを検討し報告する。
2) 一般的な工事目的物等の損害調査及び報告	一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当課へ報告する。	牛久市建設工事約款第27条	
3) 天災その他の不可抗力による工事出来形部分等の損害調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を契約担当課へ報告する。 ② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当課へ報告する。	牛久市建設工事約款第29条 共通仕様書第1-1-1-38  牛久市建設工事約款第29条	通常、避けることが可能でありながら第三者に与えた損害については、受注者が損害を賠償するというのが基本であるが、監督職員の指示などにより損害が発生した場合で発注者に責任を帰すべき事由があるときは、発注者の負担となる。責任の所在が曖昧なケースが多くあり、前例や判例などを参考に検討しなければならないので、速やかに契約担当課へ報告する必要がある。
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は契約担当課へ報告する。	牛久市建設工事約款第29条	
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い契約担当課へ報告する。	牛久市建設工事約款第33条 共通仕様書第1-1-1-22	
6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工事出来高報告書に基づき出来高を確認し契約担当課へ報告する。	牛久市建設工事約款第34条	工事出来高報告書に基づき監督職員が出来高を確認し、契約担当課へ報告する。
7) 部分払請求時の出来高の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来高内訳書の審査及び既済部分出来高対照表の作成を行ない、契約担当課へ報告する。	牛久市建設工事約款第37条	受注者から提出される工事出来高内訳書等に基づき、監督職員が内容を審査して出来高検査調書を作成し、契約担当課へ報告する。

監督技術基準			留意事項
項目	実務内容	関連図書及び条項	
8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合及び主任技術者若しくは、監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる場合は、受注者へ措置請求を行う。	牛久市建設工事約款第12条	例えば単に品行が悪いというだけでは、監督職員の主観によるものであり「著しく不適当と認められる」ということにはならない。工事現場周辺に悪影響を及ぼし、工事の施工に有形無形の影響を受ける場合などが当たる。また、現場代理人が日本語の能力に問題があり、通訳が常時同伴していない場合などが「著しく不適当」と認められることがある。なお、牛久市建設工事約款第12条では監督職員に対して受注者から措置請求もできることとなっており、職務の執行が著しく不適当の場合や、行うべき職務を実施しない場合で、その理由に客観性があった場合には、受注者の権利が執行されることとなっている。
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	① 牛久市建設工事約款第46条第1項及び第47条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当課に対して措置請求を行う。	牛久市建設工事約款第46条、第47条	受注者から提出される工事出来高内訳書等に基づき、監督職員が内容を審査して出来高検査調書を作成し契約担当課へ報告する。
	② 受注者から契約の解除の通知をうけたときは、契約解除要件を確認し、契約担当課へ報告する。	牛久市建設工事約款第48条	
	③ 契約が解除された場合は、既済部分出来高の調査及び出来高対照表の作成を行い、契約担当課へ報告する。	牛久市建設工事約款第49条	
2. 施工状況の確認等 (1) 事前調査等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う。	共通仕様書第1-1-1-37	あらかじめ設計図書に明記させる。また、明記していない場合は指示をする。
	① 工事基準点の指示		
	② 既設構造物の把握		
	③ 支給（貸与）品の確認	牛久市建設工事約款第15条 共通仕様書第1-1-1-16	仕様書の規格、数量の確認を行う。
	④ 事業損失防止家屋調査の立会		受注者ととも調査の立会を行うことを基本とするが、監督職員が必要に応じて行うことが可能である。
	⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握	共通仕様書第1-1-1-35	受注者からの届出の報告を受けて把握する。
	⑥ 工事区域用地の把握	牛久市建設工事約款第16条	工事区域用地に関することを把握し、受注者に対し適切に対応する。
⑦ その他、必要な事項			

監督技術基準			留意事項
項目	実務内容	関連図書及び条項	
(2) 指定材料の確認	設計図書において、監督職員等の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は確認を行う。	牛久市建設工事約款第13条、第14条 共通仕様書第2-1-2	<p>Q. 1 1 指定された材料確認の頻度は全数か？また、確認するのは品質規格のみで、数量は必要ないのか？</p> <p>A. 1 1 設計図書で指定されている以外は、全数を確認する必要はない。 指定材料の確認は、発注者が求める品質規格と、受注者が契約図書から解釈される材料の品質規格の照合を図る行為である。（事前に材料使用届により確認し承諾する。）このため確認は一部の材料かサンプルと品質証明書等をもとに、指定された材料の品質と規格が発注者が要求するものに適しているかを確かめる。従って全数が対象にはならない。ただし、設計図書等で数量の確認まで明記している場合は別である。</p>
(3) 工事施工の立会い	設計図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。	牛久市建設工事約款第14条	
(4) 工事施工状況の確認 (段階確認)	設計図書に示された施工段階において段階確認一覧に基づき、臨場等により確認を行う。	共通仕様書第3-1-1-5	<p><b>【段階確認の目的】</b> 完成検査では確認できない部分（不可視部分）や工程については、その確認を監督職員が行うことで、品質の確保に努めることが重要である。牛久市建設工事約款第14条では「立ち会い」という用語で、共通仕様書では「段階確認」という言葉に置き換えて、重要な部分や不可視部分を工程の途中段階で確認することとしている。</p> <p><b>【段階確認の留意点】</b> 共通仕様書3-1-1-5では次のように定めている。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は、表3-1-1段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。</li> <li>・受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。</li> <li>・段階確認は受注者が臨場するものとし、確認した箇所に係わる監督職員が押印した書面を、受注者は保管し検査時まで提出しなければならない。</li> <li>・受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。</li> <li>・監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提示し確認を受けなければならない。</li> </ul> </p>

監督技術基準			留意事項
項目	実務内容	関連図書及び条項	
			<p>前述のとおり段階確認は臨場するのが基本であるが、監督職員のスケジュールなどの都合により、場合によっては机上で行うこともあるが、机上の段階確認は多くの資料作成が必要になり作成の労力を要することと、確実性の面でも問題があるので極力臨場することがお互いに望ましいと言える。</p> <p>なお、牛久市建設工事約款第14条では立会い等を請求された場合、監督職員は原則として7日以内に応じなければならず、応じない場合は受注者から牛久市建設工事約款第21条に基づき工期の延長を請求されたり、段階確認を受けないまま工事を継続してよいこととなるので、迅速な対応をしなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q. 1 2 監督職員以外は確認する権限がないので、段階確認ができないことになるのか？</p> <p>A. 1 2 受注者へ監督補助員として指示や通知等を行っているのであれば段階確認を実施しても問題はない。ただし、監督補助員が確認し直接適否を判断することはできない。監督職員が監督補助員の報告等により適否を判断しなければならない。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q. 1 3 段階確認を受けた部分は完成検査の対象外になるのか？</p> <p>A. 1 3 完成検査は監督職員が実施した段階確認資料や、記録写真等がある場合はそれが検査対象となる。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Q. 1 4 段階確認の中で「使用材料」を確認する場合、指定材料の確認と同様の行為をするのか？</p> <p>A. 1 4 指定材料の品質確認は、受注者が外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料に基づき良否を確認するが、段階確認の「使用材料」は、材料が適切に使用されているかどうかを確認する。</p> <p>例えば段階確認の「置換工」の「使用材料」は、置換材である再生砕石に異物が混入していないか、含水比が高く締固め密度に影響がないかなどを手に触れたり観察して確認する。</p> </div>

監督技術基準			留意事項
項目	実務内容	関連図書及び条項	
(5) 工事施工状況の把握	主要な工種について、施工状況把握一覧に基づき適宜臨場等により把握を行い記録する。		施工管理等が適切に実施されているか施工方法が施工計画書と合致しているかなどの施工状況全般について把握し、不適合などを発見した場合には是正の指示を行う必要がある。把握は段階確認と異なり、共通仕様書に定義などは明記されていないため、受注者の立会いの義務がないので監督職員が単独で把握をする。
(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により適正に処理されているか把握する。また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。	共通仕様書第1-1-1-18	
(7) 改善請求及び破壊による確認	① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合は、必要があると認められるときは、改善の指示又は改善請求を行う。	牛久市建設工事約款第9条、第17条	受注者が契約の履行に関し設計図書に従わなければならないことは、牛久市建設工事約款第1条に規定されており当然のことである。しかし、設計図書との不適合などを監督職員の指示が原因で発生した場合は、一方的に受注者の責任で改造するのは合法的ではない。監督職員は不適合を発見した場合は、その原因を確認し受注者に責任がある場合は改造の指示を行い、監督職員に責任がある場合は、必要に応じて工期や請負代金の変更の手続きをすることとなる。この場合、牛久市建設工事約款第18条第5項に基づき、受注者が受けた損害に必要な費用を発注者が負担することとなる。
	② 牛久市建設工事約款第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。	牛久市建設工事約款第17条	
(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し	① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。	牛久市建設工事約款第15条 共通仕様書第1-1-1-16	
	② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を発注担当課と打ち合わせのうえ引渡し等の措置を行う。	牛久市建設工事約款第15条 共通仕様書第1-1-1-16	



監督技術基準			留意事項
項目	実務内容	関連図書及び条項	
3. 円滑な施工の確保 (1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情要望等に対し必要な措置を行う。	共通仕様書第1-1-1-35	工事発注後に、地元住民等からの工事に関する苦情要望が出された場合の処置で、工事に起因するものについては、契約図書と照らし合わせ次の対応が必要である。 ① 契約範囲内：受注者に必要な措置を求める。 ② 契約範囲外：発注者が必要な措置を行う。 (例) 民家出入り口の構造に関する苦情があった場合は？ → 設計図書との比較、過去の協議経緯の確認等を行い、①②の処置を講じる。 工事発注後に、着手時期、施工方法、供用開始時期及び規制等の工事施工に関して、関係機関（県、市町村、その他機関）と協議・調整を行い、打合せを行う。
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	共通仕様書第1-1-1-35	(例) 現道上で交通規制を伴った工事→ 牛久市（工事規制、残土処理等）、警察（交通整理等）、N T T、電力、上下水道（占用物件）等と協議・調整を行う。契約履行の確保に係わる問題が生じた場合は各関係機関と協議を行う。
4. その他 (1) 現場発生品の処置	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	共通仕様書第1-1-1-17	
(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認められるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。	牛久市建設工事約款第26条 共通仕様書第1-1-1-41	
(3) 事故等に対する処置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、各関係機関に報告する。	共通仕様書第1-1-1-29	
(4) 工事成績の評定	牛久市建設工事成績の評定に関する告示に基づき工事成績の評定を行う。	共通仕様書第1-1-1-20	
(5) 工事完成検査等の立会	原則として監督職員は工事の完成、既済、完済、中間の各段階における工事検査の立会いを行う。	共通仕様書第1-1-1-20	
(6) 検査日の通知	工事検査に先立って契約担当課の指定する検査日を受注者に対して通知する。	共通仕様書第1-1-1-20	

※ 関連図書及び条番号は、建設工事必携（平成31年4月）茨城県土木部、茨城県企業局を採用した。工種に準拠した各種共通仕様書を確認し履行する。また、牛久市建設工事約款についても契約形態により異なるので良く確認する。

## 段 階 確 認 一 覧

種別	細別	確認時期	確認項目	確認頻度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事
河川・海岸・砂防土工（掘削） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回/土（岩）質の変化毎
道路土工（路床盛土工）舗装工 （下層路盤工）		ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	1回/1工事（各車線毎）
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、 施工厚さ	1回/1工事
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	1回/1工事
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	1回/1工事
パーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン	施工時	使用材料、打込長さ	1回/200本
		施工完了時	施工位置、杭径	1回/200本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	1回/200本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	1回/200本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 薬液注入	施工時	使用材料、深度	1回/200本
		施工完了時	基準高、位置、間隔、杭径	1回/200本
矢板工（任意仮設を除く）	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板 1回/150枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板 1回/75枚
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭 1回/10本
		打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	
		掘削完了時（中堀杭）	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時（中堀杭）	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	
場所打杭工	リバース杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭 1回/10本
	オールケーシング杭	鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	30%程度/1構造物
	アースドリル杭	施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭 1回/10本
	大口径杭	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	1回/10本
深礎工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回/土（岩）質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	1回/3本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	1回/3本
		グラウト注入時	使用材料、使用量	
鋼管矢板基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭 1回/10本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	
置換工（重要構造物）		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	1回/10本構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
砂防堰堤		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
護岸工	法覆工（覆土施工がある場合）	覆土前	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	1回/1工事
	基礎工・根固工	設置完了時	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	1回/1工事

種別	細別	確認時期	確認項目	確認頻度	
重要構造物 函渠工（樋門・樋管含む） 躯体工（橋台） R C 躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 R C 擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回/土（岩）質の変化毎	
		床掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回/1構造物	
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	30%程度/1構造物	
		埋戻し前	設計図書との対比  （不可視部分の出来形）	1回/1構造物	
		躯体工 R C 躯体工	杓座の位置決定時	杓座の位置	1回/1構造物
		床版工	鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	30%程度/1構造物
		鋼橋	仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）	キャンバー、寸法等	1回/1構造物
		ポストテンションT（I）桁製作工 プレキャスト桁製作工 プレキャストブロック桁組立工	プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	5%程度/総ケーブル数
		P Cホロースラブ製作工 P C版桁製作工 P C箱桁製作工 P C片持箱桁製作工 P C押出し箱桁製作工 床版・横組工	P C鋼線・鉄筋組立完了時  （工場製作除く）	設計図書との対比	30%程度/1構造物
		鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔前、完了時	削孔長、径、間隔、孔内状況
鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時		施工図との照合、材片の組合せ精度	1回/構造物	
現場溶接工	溶接前		仮付け溶接前の開先面の清掃と乾燥状況・材片の組合せ状況、仮付け溶接寸法・外観状況	1回/構造物	
	溶接完了時		溶接部の外観状況		
現場塗装工	塗装前		鋼板面の素地調整状況	1回/構造物	
	塗装完了時		外観状況		

※ 上記に定める内容は、建設工事必携（平成31年4月）茨城県土木部、茨城県企業局を採用した。工種に準拠した各種共通仕様書を確認し履行する。なお、該当項目がある場合は、施工計画書に具体的な時期等を記載する。

## 施 工 状 況 把 握 一 覧 表

種別	細別	施工時期	把握項目	把握の程度
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	1回/1構造物
重要構造物 函渠工（樋門・樋管含む） 躯体工（橋台） RC 躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 RC 擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	1回/1構造物
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	1回/1構造物
ポストテンションT（I）桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		コンクリート打設時 （工場製作を除く）	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	1回/1構造物
盛土工 河川 道路 海岸 砂防		敷均し・転圧時	使用材料、敷均し・締固め状況	1回/1工事
舗装工	路盤、基層、中間層、表層	舗設時	使用材料、敷均し・締固め状況、天気、気温、舗設温度	1回/1工事
塗装工		清掃・錆落とし施工時 施工時	清掃・錆落とし状況 使用材料、天気、気温	1回/1工事
樹木・芝生管理工・植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天気、気温	1回/1工事

※ その他については、監督職員の指示又は受注者と協議し決定するものとする。（施工計画書に確認・立会事項として時期等も併せ具体的に記載する。）また、原則として、特に不可視部分について積極的に実施する。

## 2. 中間検査の実施

中間検査は、原則として下記に定める項目及び回数により実施する。

### 中間検査対象項目

工 種	内容又は中間検査の時期
共通事項	茨城県建設工事適正化指針及び牛久市建設工事施工適正化指針等 1. 契約書等の履行状況（契約書、仕様書、照査） 2. 工事施工状況（出来形・品質管理・工事写真） 3. 工程管理、安全管理（進捗管理、関係法令） 4. 施工関係（施工計画書、施工体制台帳等） 5. 段階確認検査、立会・確認検査等 6. 工事材料の保管（良否） 7. コリンズ、建退共、現場掲示物等 8. 産業廃棄物関係等
道路工事	1. 重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋 2. 地盤改良（置換含む） 3. 下層路盤が完了し、上層路盤に着手する前 4. 重要な二次製品構造物
橋梁工事	1. 下部工：基礎工（杭配置、杭頭補強筋）及び配筋 2. PC橋上部工：ボステン桁製作工（配筋、シース配置状況） 3. 鋼橋上部工：仮組検査（簡易なものを除く）及び床版配筋
河川工事	1. 重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋 2. 重要な築堤工・護岸工 3. 重要な二次製品構造物
地滑り・急傾斜工事	1. 抑制杭の材料と施工 2. アンカー工の材料と施工
下水道工事	1. 処理場及びポンプ場の基礎工及び配筋 2. シールド覆工 3. シールド及び推進工事の立坑に到達する前
塗装工事	1. 大規模な塗替え工のケレン

工 種	内容又は中間検査の時期
建築工事	1. 主要構造物の杭、基礎及び地下階の山留工 2. 主要構造物の配筋及び躯体 3. 大規模又は特殊な架構（カーテンウォールを含む）の製作（加工又は仮組検査） 4. 鉄骨造及び木造の建方
電気設備工事	1. 直埋配線及び配管 2. 高圧機器等の工場製品の工場検査
機械設備工事	1. 埋戻し前の配管及びダクト工事 2. 特殊機器の工場製品の工場検査
その他	1. 竣工検査時に確認し難い箇所（躯体の外壁、屋根等が対象） 2. 契約工期中に共用開始されるもの 3. 必要と認められるもの

#### 中間検査の回数

	請負金額	回 数
①	～ 500万円未満	必要に応じて実施
②	500万円以上 ～ 4,000万円未満	原則1回以上
③	4,000万円以上 ～ 1億円未満	1回以上
④	1億円以上 ～ 3億円未満	2回以上
⑤	3億円以上	3回以上
⑥	区画線工事等	完成検査のみ実施

※ 中間検査について、特記仕様書に記載すること。また、中間検査対象項目に該当しない工種又は中間検査回数により難しい場合については、別途検査職員と協議のうえ検査内容及び回数について決定するものとする。なお、中間検査は支払いの対象とはならない。また、複数年にまたがる工事は、原則1回／年以上とし、中間検査の対象項目や時期について施工計画書に明記する。

### 3. 竣工検査の実施

#### 【目的】

検査には、「会計法」第29条の11第2項に基づく会計法上の検査（給付の完了の確認）と、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」第6条第1項に基づく工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を目的とする技術検査がある。

- (1) 請負工事の工事目的物が契約図書に定められた品質や出来形等を確保して、発注者として、受け取り、その代価を支払ってよいことを確認する。（給付の完了の確認と給付の完了の前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む）「会計法」
- (2) 公共工事の品質が確保されるように、適正かつ機能的な施工を確保すると共に、工事に関する技術水準の向上に資する。「品確法」
- (3) 工事成績を評価することにより、工事の入札契約において、企業の技術力が総合的に評価される。「品確法」

#### 【検査の技術基準】

- (1) 工事の実施状況の検査は、契約の履行状況、工程管理、安全対策等の実施状況の資料と契約図書を対比しながら行うものとする。
- (2) 出来形の検査は、工事目的物の設置位置、出来形の寸法及び出来形管理の資料と設計図書を対比しながら、各種共通仕様書で定める管理規格値に基づき行うものとする。
- (3) 品質検査は、品質及び品質管理資料と設計図書を対比しながら各種共通仕様書で定める管理規格値に基づき行うものとする。
- (4) 出来ばえ検査は、仕上げ面、通り、摺り付けなどの程度及び全般的な外観について目視及び観察により行うものとする。
- (5) 各工種における主な検査項目及び着眼点は、下記の表に示す（代表的

なものであり、工事内容等により異なる場合がある) とおりとする。

なお、中間検査、出来高検査についても適用するものとする。

## 主な検査項目及び着眼点

### 土木工事

工 種	検 査 項 目	備 考
<b>【一般土木工事】</b>		
1. 共通事項	1-1 契約関係図書、施工体制等 1-2 設計図書の照査、社内管理基準等 1-3 施工計画書と現場施工方法 1-4 施工管理状況	・ 施工体制台帳、施工体系図、その他 ・ 照査結果の記録、社内管理基準等の設定確認 ・ 施工計画書との適合確認 ・ 工程、品質、出来形、出来ばえ等の確認
2. 土工 河川土工 道路土工等	2-1 基準高、幅、勾配、延長、断面形状 2-2 土質又は岩質 2-3 施工状況、施工管理状況の確認 締固め、埋戻し、盛土 2-4 仮BMの確認	・ 測定頻度は、30%程度/全体 ・ 測定箇所は、ランダムに選定し実測確認 ・ 施工管理資料及び工事写真により確認 ・ 残土運搬処理の確認（過積載等の確認） ・ リサイクル関係法令書類の提出内容確認
3. 路盤工	3-1 基準高、幅員、厚さ、延長、横断形状 3-2 使用材料の品質管理状況 (再生材の異物混入の有無) 3-3 施工状況、施工管理状況の確認	・ 測定頻度は、30%程度/全体 ・ 測定箇所は、ランダムに選定し実測確認 ・ 表面の仕上り状況、不陸の有無 ・ ブルーフローリングによる不良箇所のチェック ・ 構造物に接する部分の転圧状況確認
4. 舗装工	4-1 基準高、幅員、厚さ、延長、横断形状 平坦性 4-2 使用材料の品質管理状況 4-3 施工状況、施工管理状況の確認	・ 測定頻度は、30%程度/全体 ・ 測定箇所は、ランダムに選定し実測確認 ・ 施工継目の状況 ・ 構造物に接する部分の施工状況 ・ 平坦性（目視、試乗、管理結果）
5. コンクリート工	5-1 使用材料の品質管理状況 5-2 コンクリートの強度 5-3 施工状況	・ 品質管理、施工管理資料により確認 ・ 試験値のバラツキ、最低強度の確認 ・ 脱型用の必要強度確認（テストピースは、現場気中） ・ 必要に応じてシュミットハンマーテスト又は、コア抜き 取り強度テストにより確認 ・ 打設状況の適否（工事写真により確認）、ジャンカ等の 初期欠陥の有無、打設、締固め方法の適否 ・ ひび割れの有無 ・ 塩化物含有量、アルカリ骨材反応
6. 鉄筋工	6-1 施工状況の確認 6-2 使用材料の規格、寸法、試験結果	・ 中間検査又は監督職員による検査資料 工事写真により確認 ・ 鉄筋加工の適否 ・ 鉄筋平均間隔、組立の正確性、結束の確実性 ・ 被り、継手の適否



土木工事

工 種	検 査 項 目	備 考
<b>【一般土木工事】</b>		
7.ブロック積 擁壁工	7-1 基準高、法長、勾配、厚さ、延長 面積 7-2 基礎工、基礎砕石、胴込（裏込） 砕石、コンクリート 7-3 使用材料の品質管理状況 7-4 施工状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定頻度は、30%程度/全体</li> <li>測定箇所は、ランダムに選定し実測確認</li> <li>胴込、裏込材の施工状況</li> <li>裏丁張、裏型枠の実施状況</li> <li>水抜きパイプの総本数及び配置、取付状況</li> <li>ブロック面のはらみの有無</li> <li>必要に応じて注水試験</li> </ul>
8.張ブロック工	8-1 基準高、法長、勾配、厚さ、延長 面積 8-2 基礎工、基礎砕石 8-3 使用材料の品質管理状況 8-4 施工状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定頻度は、30%程度/全体</li> <li>測定箇所は、ランダムに選定し実測確認</li> <li>均しコンクリート、基礎砕石厚さ確認</li> <li>均しコンクリートとブロックの密着状況</li> </ul>
9.コンクリート 擁壁工	9-1 基準高、天端幅、高さ、延長 法勾配 9-2 基礎工、鉄筋工、コンクリート工 9-3 使用材料の品質管理状況 9-4 施工状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定頻度は、30%程度/全体</li> <li>測定箇所は、ランダムに選定し実測確認</li> <li>品質管理、施工管理資料にて確認 (鉄筋加工組立状況及び被り、基礎杭と躯体位置関係)</li> <li>打継目の施工状況</li> <li>縦断方向の通り</li> <li>表面の仕上り状況、ジャンカ等の有無</li> <li>ひび割れの有無</li> </ul>
10.モルタル 吹付工	10-1 面積、法長、厚さ 10-2 モルタルの品質 10-3 施工状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定頻度は、30%程度/全体</li> <li>測定箇所は、ランダムに選定し厚さ及び金網の被りを 実測確認</li> <li>亀裂、浮上りの有無</li> <li>周辺法面との取付状況</li> </ul>
11.樋門、樋管工	躯体 11-1 基準高、内空断面（幅、高さ） 厚さ、延長 11-2 鉄筋工、コンクリート工 11-3 基礎杭工 門扉 11-4 開閉機能等	<ul style="list-style-type: none"> <li>基層工、基礎杭施工状況の確認</li> <li>継手部の漏水有無</li> <li>ひび割れ、破損の有無</li> <li>埋戻し土質及び転圧等施工方法</li> <li>門扉の作動試験、相さの円滑性</li> <li>水密性の確認</li> <li>ガタツキの有無</li> </ul>
12.管（函）渠工	12-1 基礎高、延長、高さ、径又は幅、厚さ 12-2 使用材料の規格寸法 12-3 基礎工 12-4 鉄筋工 12-5 コンクリート工 12-6 施工状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定頻度は、30%程度/全体</li> <li>測定箇所は、ランダムに選定し実測確認</li> <li>基礎工、鉄筋工、コンクリート工の施工及び品質の適否</li> <li>中心線のズレ</li> <li>継手部漏水、ひび割れの有無</li> <li>管底のたるみ等による不具合、外観確認</li> <li>埋戻し状況等</li> </ul>

土木工事

工 種	検 査 項 目	備 考
<b>【一般土木工事】</b>		
13. 側溝、水路工	13-1 基準高、厚さ、幅、高さ、延長 13-2 基礎工 13-3 施工状況の確認	・測定頻度は、30%程度/全体 ・測定箇所は、ランダムに選定し実測確認 ・漏水の有無、継目の施工状況 ・埋戻し状況等
14. 杭基礎工	14-1 基準高、本数、間隔、偏心、杭長 14-2 使用材料の品質、規格寸法 14-3 施工状況の確認	・許容偏心量の確認 ・施工管理資料により確認 (杭頭処理、継ぎ杭施工状況の適否、打込み長さ、支持力) ・施工方法の確認
15. 溶接工	15-1 溶接長、脚長、のど厚 15-2 溶接棒の種類、溶接方法 15-3 資格要件 15-4 施工状況の確認	・外観観察及び工事写真による確認、必要に応じて超音波試験 ・溶着金属表面の均一性、割れ、ブローホールの有無 アンダーカット、オーバーラップ等の母材接合部の状態 ・母材の歪み
16. 塗装工	16-1 塗料の種類、品質、色別、色調 16-2 素地調整、塗装回数 16-3 膜厚 16-4 施工状況の確認	・ケレン度の適否 ・塗膜状況（気泡、ムラの有無） ・隅部、裏面等の塗り残しの有無 ・膜厚計により確認
17. 橋梁（一般）工	17-1 基準高、縦横断勾配、橋長、幅員 橋面 17-2 伸縮装置、支承 17-3 施工精度、仕上り、美観	・現地測定及び施工管理資料による確認 ・取付道路との取り合い、排水処理の状況 ・遊間の適否、平坦性、アンカー据付状況
18. 橋梁下部工	18-1 基準高、形状寸法 18-2 中心線のズレ、角度、位置関係 18-3 杭基礎 18-4 鉄筋コンクリート	・現地測定及び施工管理資料による確認 ・沓座位置、胸壁、堅壁の標高、橋脚中心間の距離計測等 ・相互の位置関係：橋台、橋脚相互間の対角線長の確認等 ・配筋検査の確認
19. RC、PC橋上部工	19-1 桁又は版の形状寸法 19-2 PC鋼線、鋼棒の配置及び緊張 管理状況 19-3 鉄筋及びコンクリート	・現地測定及び施工管理資料による確認 (断面寸法、桁間隔、全長、支間) ・緊張力の構造計算書との照合 ・キャンパーの確認（支間中央） ・配筋検査の確認

工 種	検 査 項 目	備 考
<b>【下水道工事】</b>		
20. マンホール工	20-1 基準高、傾き 20-2 厚さ、内径寸法（現場打ち） 20-3 施工状況の確認 20-4 使用材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定箇所は、ランダムに選定し実測確認</li> <li>・計画路面高さと段差の有無</li> <li>・躯体コンクリートの断面寸法、厚さ （製品については、規格証明書等により確認）</li> <li>・漏水の有無</li> <li>・土留め状況の適否</li> <li>・埋戻し状況確認</li> </ul>
21. 推進工	21-1 基準高、延長 21-2 中心線のズレ 21-3 使用材料の規格寸法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定箇所は、ランダムに選定しマンホール区間で実測確認</li> <li>・推進力及び管体の状況確認</li> <li>・管路勾配及び蛇行の有無</li> <li>・漏水の有無</li> <li>・鏡切前の坑口止水状況確認</li> <li>・建設汚泥の処理状況確認</li> </ul>
22. 開削工	22-1 基準高、延長 22-2 中心線のズレ 22-3 幅、高さ（巻き立て） 22-4 使用材料の規格寸法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定箇所は、ランダムに選定しマンホール区間で実測確認</li> <li>・床付け状況及び湧水の確認</li> <li>・土留め状況の適否</li> <li>・管路勾配及び蛇行の有無</li> <li>・管渠接合部の確認</li> <li>・漏水の有無</li> <li>・埋戻し状況確認</li> </ul>
23. シールド工	23-1 基準高、延長 23-2 中心線のズレ 23-3 函体の仕上り状況確認 23-4 緊張状況の確認 23-5 裏込め材の確認 23-6 使用材料の品質、規格、寸法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンホール区間で実測確認</li> <li>・管路勾配及び蛇行の有無</li> <li>・函体接合部の確認</li> <li>・漏水の有無</li> <li>・建設汚泥の処理状況確認</li> </ul>
24. 汚水処理場工	24-1 基準高、幅、高さ（深さ）、長さ 24-2 杭基礎 24-3 鉄筋及びコンクリート 24-4 使用材料の品質、規格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地測定及び施工管理資料による確認</li> <li>・支持層及び杭長の確認</li> <li>・溶接施工状況の確認</li> <li>・配筋検査の確認</li> <li>・ひび割れの有無</li> <li>・漏水の有無</li> </ul>

建築工事

工 種	検 査 項 目	備 考
1. 共通事項	1-1 施工体制、配置技術者の確認 1-2 施工状況の確認（施工管理、品質管理） 1-3 工程管理、安全対策の実施状況 1-4 対外関係との調整状況 1-5 出来ばえの確認 1-6 法令遵守等の確認	・施工体制台帳、施工体系図、その他 ・総合（個別）施工計画書、品質管理記録 ・計画実施工程、日々安全活動記録 ・施工管理資料及び工事写真により確認 ・出来形寸法（建築基準法等で定めるもの） ・関係法令書類 ・関係機関、近隣調整、苦情等の対応
2. 仮設工事	2-1 危険個所の確認及び措置 2-2 仮設物の選定設置及び撤去確認 2-3 境界確認 2-4 ベンチマーク、片付け、地均し確認 2-5 法令遵守等の確認	
3. 杭打ち工事	3-1 材質、規格、寸法及び本数確認 3-2 位置及び支持力の確認 3-3 工法確認	・RC杭、PHC杭、SC杭、摩擦杭、鋼管杭
4. 土工事	4-1 根切り、埋戻し及び残土処理 4-2 地耐力の確認	
5. 鉄筋工事	5-1 材料規格、寸法及び配筋状況の良否 5-2 試験結果の確認	・基礎、柱、梁、床版、壁、その他 ・圧接、機械式継手
6. コンクリート 工事	6-1 骨材の材質、寸法、配合試験結果 6-2 コンクリート強度試験結果 6-3 型枠存置日数の確認 6-4 ひび割れの有無 6-5 幅、基準高の確認 6-6 PC部材製作及び組立状況の良否	・基礎幅は、壺堀りの場合2箇所以上 ・布掘りの場合3㎡内外に1箇所 ・柱、梁の基準高及び幅は、原則として1区画について2箇所以上 ・段高は、1区画について2箇所以上
7. 鉄骨工事	7-1 材質、規格、寸法の良否 7-2 ボルトの種類、径、本数の確認 7-3 加工組立状況の良否 7-4 溶接、防錆塗装の良否 7-5 溶接の欠損、変形	・JASS6の「鉄骨精度検査基準」に準ずる
8. 組積工事	8-1 材質、規格、寸法の良否 8-2 積高、目地の確認 8-3 配筋確認	・壁、がりょう
9. 防水工事	9-1 材質、工法の良否 9-2 各所納まりの良否 9-3 建具回りの処理状況 9-4 漏水の有無 9-5 防水保証書の確認	
10. 石工事	10-1 石材類の材質、規格、寸法の良否 10-2 取付け金物等の品質及び規格 10-3 納まり、通り、目地及び化粧面の状況 10-4 下地、金物の取付状況 10-5 モルタル及び充填モルタルの確認	

建築工事

11. タイル工事	<p>11-1 材質、規格、寸法の良否</p> <p>11-2 接着剤の選定良否</p> <p>11-3 接着力試験</p> <p>11-4 浮き、ひび割れ、剥離の有無</p> <p>11-5 出来ばえ、目地間隔</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接着力試験は100㎡に1箇所かつ3個所以上引張検査を実施し合格は0.4N/㎡以上</li> <li>・躯体目地はタイル割り付けを考慮して計画、床タイルにモルタル下地とした場合は、縦横4m程度に目地を設ける</li> <li>・外壁及び吹き抜け部は打診検査全面</li> <li>・打診検査（原則全面）</li> </ul>
12. 木工事	<p>12-1 材質、等級、寸法、乾燥状態及び仕上りの良否</p> <p>12-2 部材の仕口、継手加工及び金物の良否</p> <p>12-3 養生、防腐処理の確認</p> <p>12-4 施工状況の良否</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天井高は、1区画について2箇所以上</li> <li>・枠は随時</li> </ul>
13. 屋根工事	<p>13-1 材質、葺上り程度及び納まりの良否</p> <p>13-2 漏水の有無</p>	
14. 金属工事	<p>14-1 材質、規格、寸法の良否</p> <p>14-2 軽量下地（天井、間仕切） 納まり及び化粧面の状況 防錆処理及び詰めモルタルの状況 仕上げ状況</p> <p>14-3 手摺・タラップ・吊フック・その他金物 伸縮調整継手使用状況（仕様による） あと施工アンカーの計画、施工状況及び報告書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吊ボルト補強は水平つなぎ縦横方向@1800、斜め補強は相対する斜め材を@3600</li> <li>・下がり壁斜め補強・開口部補強の溶接箇所は錆止め塗装</li> <li>・溶接部は錆止め塗装 野縁等の高速カッター切断面は錆止め不要</li> <li>・固定方法が確認できる写真。溶接状況、錆止め状況、ボルト緩み止め等の対策写真。カーテンボックス吊金物写真。</li> <li>・あと施工アンカー引張試験は、特記等で試験を指定されている場合は試験基準に沿って行う。</li> </ul>
15. 左官工事	<p>15-1 下地処理の程度確認</p> <p>15-2 厚さ、勾配の良否</p> <p>15-3 平滑度、仕上り状況の良否</p>	
16. 建具工事	<p>16-1 材種、材質、形状寸法の仕口の良否</p> <p>16-2 開閉具合の良否</p>	
17. 硝子工事	<p>17-1 材種、固定状態の良否</p>	
18. 内装工事	<p>18-1 材種、割付、目違、傷痕、汚れの良否</p> <p>18-2 釘、ビス間隔の確認</p> <p>18-3 仕上り状況の良否</p>	
19. 塗装工事	<p>19-1 下地材の乾燥状況確認</p> <p>19-2 塗り回数確認</p> <p>19-3 刷毛ムラ、流れなどの仕上げ 仕上げ状況の良否</p>	
20. 解体・撤去工事	<p>20-1 関係法令遵守</p> <p>20-2 振動、騒音、粉塵対策状況</p> <p>20-3 解体状況</p> <p>20-4 整地状況</p> <p>20-5 廃材処理状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種届出等の確認</li> <li>・施工計画書及び実施状況確認</li> </ul>

電気設備工事

工 種	検 査 項 目	備 考
1. 共通事項	1-1 施工体制、配置技術者の確認 1-2 施工状況の確認（施工管理、品質管理） 1-3 工程管理、安全対策の実施状況 1-4 対外関係との調整状況 1-5 出来ばえの確認 1-6 法令遵守等の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工体制台帳、施工体系図、その他</li> <li>・ 総合（個別）施工計画書、品質管理記録</li> <li>・ 計画実施工程、日々安全活動記録</li> <li>・ 施工管理資料及び工事写真により確認</li> <li>・ 出来形寸法（建築基準法等で定めるもの）</li> <li>・ 関係法令書類</li> <li>・ 関係機関、近隣調整、苦情等の対応</li> </ul>
2. 配管工事	2-1 配管の種類、径、本数等の確認 2-2 配管とボックスの接続及びわん曲部の施工確認 2-3 配管の支持材、間隔、構造計算書の確認 2-4 ボックス及び配管位置の適否 2-5 送り接続部、ボックス接続部のアース確認 2-6 ハンドホールの位置及び寸法確認	
3. 配線工事	3-1 電線の種類、太さ、本数等の確認 3-2 電線接続の施工確認 3-3 接続端子の締付確認 3-4 ケーブル埋設標、行先表示確認	
4. 受変電設備工事	4-1 各機器の定格仕様確認 4-2 各機器の配置、数量確認 4-3 盤類の寸法、材質、材厚確認 4-4 盤類の計器、ランプスイッチ等の数量確認 4-5 開閉器の数量、容量等の確認 4-6 端子締付状況の確認 4-7 変圧器二次電源の計測 4-8 保護継電器類の動作機能試験 4-9 絶縁抵抗試験 4-10 耐圧試験 4-11 接地抵抗試験	
5. 電灯電熱設備工事	5-1 盤の開閉器容量、トリップ値の確認 5-2 盤の分岐回路数、電流容量等の確認 5-3 絶縁抵抗試験 5-4 接地抵抗試験 5-5 器具の形式、定格等の確認 5-6 スイッチの点滅区分確認 5-7 コンセントの形式容量等の確認 5-8 誘導灯の停電時点灯確認 5-9 非常照明灯の点灯確認及び照度測定	

電気設備工事

工 種	検 査 項 目	備 考
6. 動力設備工事	6-1 盤の寸法、材厚等の確認 6-2 開閉器容量、トリップ値、数量等の確認 6-3 計器類の数、目盛値確認 6-4 端子締付確認 6-5 監視、表示、故障表示、ブザー等の確認 6-6 自動、手動切替操作の動作確認 6-7 インターロック回路の動作確認 6-8 電動機の回転方向確認 6-9 絶縁抵抗試験 6-10 接地抵抗試験	
7. 拡声設備工事	7-1 増幅器の形式確認 7-2 スピーカー、アッテネーターの定格値等の確認 7-3 拡声器の配置確認 7-4 配線接続部の接続方法確認 7-5 拡声明瞭度の確認	
8. 誘導支援設備 工事	8-1 形式、容量、子機数量等の確認 8-2 電源装置の容量、電圧等の確認 8-3 設備の配置確認	
9. テレビ共同 受信設備工事	9-1 アンテナ、ブースター等の使用定格確認 9-2 分岐器、分配器等の仕様、接続確認 9-3 各端子の電界強度測定 9-4 各チャンネルの受信状況確認	
10. 自動火災報知 設備工事	10-1 受信機の形式、容量等の確認 10-2 表示名称及び記入方法の確認 10-3 警戒区域図の確認 10-4 絶縁抵抗試験 10-5 回路導通試験 10-6 火災動作試験 10-7 予備電源装置の動作確認 10-8 各回線毎に表示、ベル鳴動確認 10-9 感知器の種類、種別等の確認 10-10 各感知器の種類、種別等の確認 10-11 ポンプテスト及び燃焼試験 10-12 発信機による消火栓ポンプ起動確認 10-13 電話機の通信状況確認	
11. 雷保護設備 工事	11-1 突針、避雷針線の仕様確認 11-2 避雷導体の取付接続確認 11-3 接続抵抗試験 11-4 端子締付確認	
12. 構内交換設備 工事	12-1 交換装置、電源装置の仕様、容量確認 12-2 電話機の台数、番号等の確認 12-3 電話機の通信状況確認	

電気設備工事

工 種	検 査 項 目	備 考
13. 発電設備工事	13-1 発電（原動）、高圧配電盤、燃料電池装置 太陽光発電装置、熱併給発電装置、設備の 仕様、寸法、外観配管類の据付、固定状況 配管の色別及び断熱処理 13-2 製造者の社内規格試験成績表、保安装置 始動停止等の各性能試験	
14. 通信・情報 設備工事	14-1 ケーブル及び機器類の仕様、規格、寸法 の良否 14-2 ケーブル表示札の取付 14-3 配線及び架空配線の取付状況 14-4 接地抵抗値、接地線の太さ 14-5 使用可能距離確認（屋内30m以内 屋外60m以内） 14-6 受音点必要音圧レベルの確認 14-7 アンテナの本数（500㎡/1本） 14-8 アンテナ離隔距離は5～20m以上離す	

機械設備工事

工 種	検 査 項 目	備 考
1. 共通事項	1-1 施工体制、配置技術者の確認 1-2 施工状況の確認（施工管理、品質管理） 1-3 工程管理、安全対策の実施状況 1-4 対外関係との調整状況 1-5 出来ばえの確認 1-6 法令遵守等の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工体制台帳、施工体系図、その他</li> <li>・総合（個別）施工計画書、品質管理記録</li> <li>・計画実施工程、日々安全活動記録</li> <li>・施工管理資料及び工事写真により確認</li> <li>・出来形寸法（建築基準法等で定めるもの）</li> <li>・関係法令書類</li> <li>・関係機関、近隣調整、苦情等の対応</li> </ul>
2. 配管工事	2-1 配管の種類、径、本数等の確認 2-2 弁の種類と耐圧 2-3 可とう継手、伸縮継手の取付状況 2-4 自動エア抜き弁の取付状況 2-5 温度計、圧力計の取付状況 2-6 支持材、間隔、構造計算書の確認 2-7 配管状況確認 2-8 開閉プレートの設置状況 2-9 表示及びマーキング確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支持状況の確認</li> <li>・ドレーン水の排出状況</li> </ul>
3. 保温工事	3-1 保温材の厚み 3-2 仕上げ材の種類 3-3 ラッキング、シール状況 3-4 凍結、結露対策の状況	



機械設備工事

工 種	検 査 項 目	備 考
4. 防錆・塗装工事	4-1 防錆処理の適否 4-2 下塗り、仕上げ塗装の適否	
5. 給水設備工事	5-1 水道加入金、負担金 5-2 漏水テスト 5-3 土中埋設深さ 5-4 埋設シート 5-5 埋設表示杭等 5-6 受水槽の清掃状況 5-7 受水槽蓋の鍵状況 5-8 受水槽の電極棒長さの適否	
6. 排水設備工事	6-1 配管材料、口径 6-2 屋外排水の勾配 6-3 マンホール（柵）蓋の耐圧 6-4 マンホール（柵）の据付状況 6-5 漏水の有無 6-6 清掃口と床の仕上げ状況 6-7 臭気の逆流	
7. 衛生設備工事	7-1 水栓、器具類のガタツキ 7-2 水栓と壁の間隔 7-3 自動水栓の作動状況 7-4 洗浄水の量と圧力 7-5 清掃状況	
8. 消火設備工事	8-1 スプリンクラーヘッドと天井との納まり 8-2 消火栓箱と壁の納まり	
9. ガス設備工事	9-1 ガス漏れ感知器の作動状況 9-2 ガス漏洩テスト結果 9-3 遮断弁の作動	
10. さく井設備 工事	10-1 揚水試験の適否 10-2 水質検査の適否 10-3 電気検層結果、ストレーナーの 位置関係 10-4 充填砂利とストレーナーの目盛 10-5 水位及び運転状況	
11. し尿浄化槽 工事	11-1 土留め等の仮設工事の適否 11-2 残土処理状況 11-3 蓋の取付状況 11-4 仕上げモルタル 11-5 異音やプロアのガタツキの有無	

機械設備工事

工 種	検 査 項 目	備 考
12. 空調和 設備工事	12-1 風切り音の有無 12-2 騒音の許容値確認 12-3 吹出口、吸込口の納まり 12-4 風量バランス 12-5 ダンパー類の取付状況 12-6 ファンコイルの取付状況 12-7 主要機器中央制御状況	
13. ダクト工事	13-1 ダクト補強工事の適否 13-2 水抜き穴の確認 13-3 防鳥網、防虫網の取付状況 13-4 吹出口で結露発生の有無 13-5 支持状況の適否	
14. 自動制御工事	14-1 ON、OFF制御の適否 14-2 状態監視の適否 14-3 故障、警報表示の適否 14-4 補器類の状況	
15. 昇降設備工事	15-1 昇降機の形式、容量等の確認 15-2 インジゲータの動作確認 15-3 管制運転の確認	
16. 解体、撤去 工事	16-1 委託契約に基づく適正処理状況 16-2 フロンガス回収、処分の適否 16-3 廃止届の提出	・汚水や油の汲み取り等 ・危険物、浄化槽、タンク類

#### 4. 受検体制について

##### 【検査の立会い等】

- ・ 検査の立会いは、主任（監理）技術者及び現場代理人とする。（必要に応じて、受注者《元請》も臨場できるものとする。）
- ・ 検査において説明を行なう者は、主任（監理）技術者の役目であり、「実質的な関与」を十分行なったかどうかを確認する場でもある。  
また、説明の内容によっては、職務の位置付けにより現場代理人が行うこともある。
- ・ 主任（監理）技術者が一人で全て説明できることが必要である。『下請業者等の立会い、説明は不要とする。』

##### 【検査時の構成】

- ・ 発注者は、検査職員と監督職員の最低2名とし、必要に応じて立会者が臨場する場合がある。
  - ・ 受注者は、主任（監理）技術者と現場代理人とする。（必要に応じて、受注者《元請》も臨場できるものとする。）
- ※ 検査は、主任（監理）技術者が検査職員にどのような施工管理を行ったかを説明すると共に、どのような工夫を行ったかをアピールする機会でもある。質問に対して、速やかに明確に説明すると共に積極的な姿勢が求められる。

##### 【受検の準備】

竣工届提出までに、次の点について確認する。

- ・ 段差、排水処理、法面の崩れ、漏水等など、手直しする点がないか。
- ・ 測点等の明示ができていないか。計測が円滑に行えるか。

- ・ 土地所有者、付帯、補償工事等、関係者の同意又は了解が得られているか。
- ・ 手直しも含めて工期内に完成することができるか。
- ・ 社内検査を受け、是正も含め完了しているか。
- ・ 清掃が行き届いているか。

#### 【円滑な計測】

検査時に円滑な計測ができるように、次の点について配慮する。

- ・ 出来形管理の作成に漏れがないこと。（共通仕様書を基に作成された、施工計画書の出来形管理項目と合致していること。）
- ・ 測点を必ず現場に明示し、計測箇所の測点などが確実に分かること。
- ・ 計測機器等（光波測距儀、プリズム、レベル、スタッフ、スチールテープ、鏡、ライト、検査足場、梯子等）は、受注者で準備する。
- ・ 出来形平面図等は、現場用（竣工書類に添付した物のコピー）を用意する。

#### 【現道上での検査】

現道上での検査は、通行車両等に迷惑を掛けないように安全に留意して検査を行う必要がある。

- ・ 計測時は、交通誘導員を適切に配置する。（受注者の負担）
- ・ 歩行者や通行車両等に支障を与えないように、開口部の養生及び安全施設の設置等は、段取り良く短時間で準備し検査に備える。

発行日 令和元年11月26日

発行者 茨城県牛久市

編集 牛久市総務部契約検査課